

第2次佐倉市環境基本計画の主な改定点

番号	改定箇所	該当ページ	改定前	改定後	視点など	根拠
1	第1章 計画の基本的事項 計画の対象範囲 循環型社会	4	ごみの発生抑制・再利用・再資源化(4R)、ごみの収集処理 など	ごみの排出抑制・再利用・再生利用・断る(4R)、ごみの収集処理 など	一般廃棄物部門におけるCO2排出量の抑制	佐倉市地球温暖化対策推進部会
2	第2章 環境像と基本目標 基本目標4 地球環境に配慮した暮らしを实践するまち	12	12年後の将来イメージを記載	佐倉市ゼロカーボンシティ宣言に伴った12年後の将来イメージを記載	2050年カーボンニュートラル(国)	佐倉市ゼロカーボンシティ宣言
3	第3章 基本目標1 個別目標(3)みどり・水辺の保全	24	記載なし	③:有機農業の推進を記載	みどりの食料システム戦略(国)	佐倉市地球温暖化対策推進本部
4	第3章 基本目標1 個別目標(3)みどり・水辺の保全	24	記載なし	⑦:森林環境譲与税の活用を記載	吸収作用の保全及び強化	地球温暖化対策の推進に関する法律 第5章 森林等による吸収作用の保全等
5	第3章 基本目標4 個別目標(7)省エネルギーの推進	37	記載なし	⑨:公共施設におけるDXの促進を記載	公共施設の省エネルギーの推進	佐倉市地球温暖化対策推進部会
6	第3章 基本目標4 個別目標(8)再生可能エネルギーの利用促進	38	記載なし	②:PPA等の導入の検討を記載	再エネの利用促進	地球温暖化対策の推進に関する法律 第4章 温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策 第21条第4項 再エネの利用促進
7	第3章 基本目標4 個別目標(9)脱炭素型まちづくりの推進	40	記載なし	③:促進区域の検討を記載	法律第21条第3項を定める場合において定めるよう努める(地方公共団体実行計画において、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項)	地球温暖化対策の推進に関する法律 第4章 温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策 第21条第5項 地域脱炭素化促進事業の促進
8	第3章 基本目標4 個別目標(10)気候変動適応策の推進	42	記載なし	⑧:地域気候変動適応センター、地域気候変動適応計画の検討を記載	適応策の推進	佐倉市地球温暖化対策推進部会
9	第3章 環境施策 基本目標4 地球環境に配慮した暮らしを实践するまち	43	計画策定時に設定した算定方法(100ページ)により算出したCO2排出量の数値	環境省が公開する自治体排出量カルテのCO2排出量の数値	公的機関が公表する統計データの利用	地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト
10	第3章 環境施策 基本目標4 地球環境に配慮した暮らしを实践するまち	43	2030年度排出量1,221千t-CO2(26%削減)	2030年度排出量 919千t-CO2(46%削減)	2050年カーボンニュートラル(国)	地球温暖化対策計画(国)
11	第3章 環境施策 基本目標4 地球環境に配慮した暮らしを实践するまち	44	パリ協定の内容を記載	佐倉市ゼロカーボンシティ宣言をしたことを記載	2050年カーボンニュートラル(国)	佐倉市ゼロカーボンシティ宣言

番号	改定箇所	該当ページ	改定前	改定後	視点など	根拠
12	第3章 環境施策 基本目標4 地球環境に配慮した暮らしを实践するまち	45	「温室効果ガス排出量の将来予測」「追加対策による削減」を参考資料(101ページ)に記載	「温室効果ガス排出量の将来予測」「追加対策による削減」を『第3章 環境施策 基本目標4 地球環境に配慮した暮らしを实践するまち』に記載	2050年カーボンニュートラル(国)	地球温暖化対策計画(国)
13	第3章 環境施策 基本目標4 地球環境に配慮した暮らしを实践するまち	46～50	記載なし	環境省が公開する『ゼロカーボンアクション30』を記載	衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットが整理され、具体的な脱炭素行動に対する共感・関心を広げ自らの行動につなげることを促す	地球温暖化対策の推進に関する法律 第4章 温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策 第21条第4項 事業者・住民の削減活動促進
14	第3章環境施策 目標達成に向けた事業	19～55	2020年(令和2年)の所属名	2022年(令和4年)の所属名	進捗管理の照会先	組織改編による
15	第4章 重点プロジェクト 谷津保全を継続する仕組みづくり	58～62	「佐倉市谷津環境保全指針」(平成18年3月策定)	「第2次佐倉市谷津環境保全指針」(2022(令和4)年7月策定)	吸収作用の保全及び強化	地球温暖化対策の推進に関する法律 第5章 森林等による吸収作用の保全等